

「みまもる24」利用約款

お客様（当利用約款の契約者：以下「甲」という）と秘書センター株式会社（以下「乙」という）とは、乙の提供する『みまもる24』（以下「本サービス」という）を利用していただくにあたり、利用条件などを当利用約款（以下「本契約」という）として以下の通り定める。

（契約の内容）

第1条 甲が乙に委託する本サービスの内容は次の通りとする。

- ①甲の指定日に指定された1箇所の電話番号への発信業務。
- ②甲の希望する1つのe-mailアドレスへ、①項の発信後内容の伝達。
- ③不在時においては3回まで再発信を行い、e-mailアドレスに不在の旨を報告し完了とする。

（本サービスの実施時間及び料金）

第2条 乙が本サービスを実施する時間は最大24時間とし、その料金は、初期設定料金と月額使用料金とする。

- (2) 乙が定める基準に従って計算した料金を甲は乙に支払う。
- (3) 第1条以外の本サービスについては、乙の定める基準に従い計算した料金を甲は乙に支払う。

（契約内容の変更）

第3条 甲は、社名等、乙が本サービスを提供するにあたり必要な事項に変更が生じた場合には、直ちに乙へ書面をもって通知するものとする。

（料金の支払）

第4条 甲が乙に対し支払う料金は次の通りとする。

- ・初期設定料金（初回のみ）＝申込時に支払う料金
 - ・月額使用料金（毎月支払）＝月額基本料金＋電話発信数による従量制料金
- (2) 本サービスの月額使用料金の計算期間は、毎月1日より末日までの1ヶ月間とする。
 - (3) 甲は、当月の料金をクレジットカードによる1括払いにて乙に支払うものとする。

（契約の期間）

第5条 本契約の契約期間は1ヶ月とする。

- (2) 契約期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申し出がないときは、本契約は1ヶ月自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
- (3) 甲または乙は、相手方に対して文書で通知することによって、本契約を解約することができる。この時、通知のあった日の翌月の末日をもって解約とする。但し、甲は乙に解約月までの月額使用料金を支払わなければならない。

（情報の収集）

第6条 甲は、本サービスにおいて、乙が甲に関する情報を収集および保管する事に同意する。

- (2) 乙は、前項により収集および保管した甲に関する情報について、甲の要望に応じて開示するとともに、甲より訂正、削除依頼書の提出があれば訂正、削除を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本サービスにより知り得た甲に関する秘密情報を、契約期間中、契約終了後を問わず、一切を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 前項の「秘密情報」とは、甲が乙に対し、秘密である旨を書面で通知した情報を指すものとする。但し、次のものを除く。
- ①乙が甲より開示を受ける以前から公開されたまたは周知となっていた事実。
 - ②乙が情報開示を受けた後、乙の責に帰すべき事情によらず周知となった事実。
 - ③乙において、甲から情報開示を受ける以前に、適法な手段で独自に入手していた情報。
 - ④所轄官公庁または法令により開示を義務づけられた情報。
 - ⑤甲が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。
- (3) 乙は、その役員及び従業員、外部委託業者に対しても、第1項で乙に課されたのと同等の守秘義務を課すものとする。

(通信回線)

第8条 乙は、本サービスのために必要な通信回線を確保するものとする。但し、甲は、乙の体制である、複数社、複数オペレーターで対応を行うシェアリング体制の都合上、前記通信回線が一時的に混雑状態となること、および機器メンテナンス等でサービスが、一時停止することがあることをあらかじめ了承する。

- (2) 第1条1項における電話番号は日本国内のみとする。

(権利等の譲渡)

第9条 甲は、本契約上の地位または本契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(サービス提供の一時停止)

第10条 甲が次の号に該当するときは、乙は何等の通知催告を要せず直ちに本サービス提供を一時停止することができる。

- ①甲が乙に対する金銭債務の履行を3日以上遅延した場合。

(契約の解除)

第11条 甲が次の各号の一つに該当するときは、乙は何等の通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ①甲が乙に対する金銭債務の履行を7日以上遅滞した場合。
- ②甲が本契約のサービスを法規または社会秩序に反する目的に利用したと乙が判断した場合。
- ③天災、暴動その他の不可抗力の事由によりサービスの継続が困難であると乙が判断した場合。
- ④本契約の継続により、乙の営業に支障を生じ乙が損害を被った場合、またその可能性があると乙が判断した場合。
- ⑤甲乙の信頼関係が著しく破壊されたものと乙が判断した場合。
- ⑥第1項及び前項に定めるほか、甲が本契約各条項に違反した場合。

- (2) 前項に基づき乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、初期設定料金等支払済みの金銭および甲に関する全ての情報の返還を請求することができない。
- (3) 第1項及び前項の規定は、乙から甲に対する損害賠償請求を防げない。

(遅延損害金の請求)

第12条 甲が乙に対する支払を遅滞した場合には、甲は乙に対し、年14%の割合で計算した遅延損害金を支払う。

(損害賠償)

第13条 本契約によるサービス範囲内及び免責範囲外において、乙の責に帰すべき理由により甲に損害が発生した場合には、甲は乙に対し、月額使用料金を上限として損害賠償を請求する権利を有する。

(2) 甲が本契約に基づき乙の本サービスを利用するにあたり、瑕疵を問わず乙に対して損害を与えた場合には、甲は乙の損害の全額を賠償する。

(サービス料金の改定)

第14条 諸物価上昇等の理由により、乙が第2条に定める各料金を改定する場合には、乙は甲に対して1ヶ月前に予告するものとする。

(免責)

第15条 乙は、本サービス用設備の故障等により、甲の情報が消失したため発生した損害について、何らの責を負わないものとする。

(2) 本サービス利用中に、第1条に関わる連絡先での事件、事故などが発生した場合、乙は何らの責を負わないものとする。

(甲乙間の紛争)

第16条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の第一審管轄裁判所とする。

本契約を甲乙が了承した証として、乙は秘書サービス申込書を作成しこれに、甲が記名押印し、乙がこれを保管することとする。

以上

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

〒108-0014

東京都港区芝5-1-13

秘書センター株式会社

Ⓜ

代表取締役 伊藤壽朗

Ⓜ